平成28年11月28日 日本生命保険相互会社 三井生命保険株式会社

日本生命から三井生命への商品供給



の三井生命での販売について

日本生命保険相互会社(代表取締役社長:筒井義信、以下「日本生命」)および三井生命保険株式会社(代表取締役社長:有末真哉、以下「三井生命」)は、平成29年1月5日より、商品相互供給の第1弾として、日本生命の経営者向け商品「ニッセイ逓増定期保険」を三井生命の営業職員チャネルを通して「逓増定期保険 経営サポート」の名称で販売します。

1.目的と経緯

日本生命と三井生命の両社は、昨年の経営統合を契機としてグループー体となってお客さまに最適な 商品を提供する体制づくりを目指し、検討を行ってまいりました。

三井生命では、これまでも全国の企業経営者・事業主の方々に対する商品やサービスレベルの強化・ 改善に取組んでまいりましたが、様々なご要望にお応えするには、更なる商品ラインアップの強化・ 拡充が必要と考えています。

一方、日本生命では、経営者の万一の保障に加え、勇退時の退職慰労金や事業承継資金等の財源と して活用できる等の特徴を持つ「ニッセイ逓増定期保険」を、三井生命の豊富な法人マーケットに提供 することで更なる販路拡大が見込まれると考えています。

こうした両社のメリットが合致し、今回の商品供給に至りました。

今般の商品供給を契機として、三井生命では従来の商品だけでは対応しきれなかった経営者・事業主の方々の幅広い事業保障資金ニーズへの対応が可能となり、更なるサービスレベルの向上を図ってまいります。

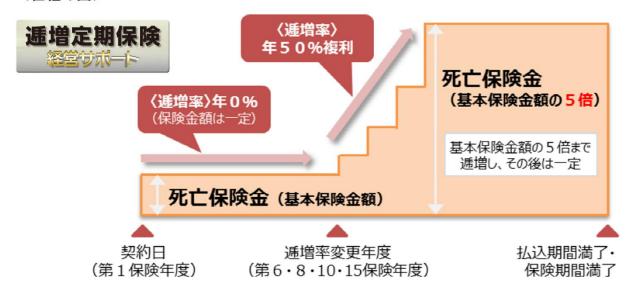
今後とも、日本生命と三井生命は、多様化するお客さまのニーズに対して機動的に対応するために、 両社間での商品相互供給を推し進め、グループとしての商品ラインアップの拡充・強化に取組むことで、 グループ価値の最大化を目指してまいります。

2. 商品の特徴

- (1) 経営者様が死亡されたとき、一時金で受取る「死亡保険金」を事業保障資金・死亡退職 慰労金・弔慰金・事業承継資金等の財源として活用できます。
- (2) 経営者様のご勇退時に保険契約を解約されると、一時金で受取る「解約払戻金」を勇退退職 慰労金の財源として活用できます。
- (3) 一時的に資金が必要となった場合に、契約貸付制度をご利用になれます。

3. 商品の仕組み図

<仕組み図>



- ※逓増率変更年度とは、逓増率が変わる保険年度のことで、ご契約時に次のいずれかの保険年度から所定の 範囲内でお選びいただけます。
 - ○第6保険年度 ○第8保険年度 ○第10保険年度 ○第15保険年度
- ※ 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。
- ※ 詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

以上